

証券コード 9837
平成28年2月4日

株 主 各 位

大阪市中央区南本町四丁目2番4号

モリト株式会社

代表取締役社長 一 坪 隆 紀

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、書面またはインターネット等により、平成28年2月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送（書面）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようにご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（64頁から65頁）をご高覧の上、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）より、上記行使期限までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年2月25日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪2階（安土の間）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第78期(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬等の額及び内容決定の件
第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

(アドレス<http://www.morito.co.jp/ir>)に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成26年12月1日から)
(平成27年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府主導の経済政策と日銀による金融政策により、企業収益は好調に推移し、緩やかな回復基調が続きましたが、足元では企業の設備投資の鈍化等、先行き不透明な状況が依然として続いております。

世界経済におきましても、米国を中心とした先進国経済の回復が見られる反面、中国を中心とした新興国経済の失速や、金融市場の混乱、原油安などを発端とし、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、主にアパレル資材と生活産業資材を扱う当社グループにおきましては、中期経営計画「グローバル成長企業を目指して」の取組みのもと、日本を含めたグローバルな販売網・生産拠点の拡充を着実に推進することで、事業規模拡大を要とした成長戦略を実行してまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高432億9千3百万円(前年同期比20.7%増)、営業利益17億2千1百万円(前年同期比20.4%増)、経常利益18億7千1百万円(前年同期比8.2%増)、当期純利益14億3千2百万円(前年同期比12.7%増)となりました。

当連結会計年度（自 平成26年12月 1 日 至 平成27年11月30日）の業績

（百万円単位未満切捨）

	平成27年 11月期実績	百分比 (%)	前年同期比 増減率(%)
売 上 高	43,293	100.0	20.7
（ 日 本 ）	(28,397)	(65.6)	3.5
（ ア ジ ア ）	(8,138)	(18.8)	37.5
（ 欧 米 ）	(6,758)	(15.6)	168.7
営 業 利 益	1,721	4.0	20.4
経 常 利 益	1,871	4.3	8.2
当 期 純 利 益	1,432	3.3	12.7

地域別売上高セグメント概況は次のとおりです。

（日本）

服飾資材関連では、大手量販店向け付属品、国内及び欧米のスポーツアパレルメーカー向け付属品の売上高が増加しました。

生活産業資材関連では、学校用指定文具、ランドセル用付属品、カメラ向け付属品、製品靴の売上高が増加しました。

その結果、売上高は283億9千7百万円（前年同期比3.5%増）となりました。

（アジア）

服飾資材関連では、香港における欧米ベビー服メーカー・アウターカジュアル服メーカー向けの売上高が増加しました。

生活産業資材関連では、香港及びタイにおけるカメラ向け付属品、上海における日系自動車メーカー向け自動車内装品の売上高が増加しました。

また、前連結会計年度に連結子会社化した服飾副資材を扱うGSG（SCOVILL）FASTENERS ASIA LIMITED及びSCOVILL FASTENERS INDIA PVT. LTDが当連結会計年度より業績に反映されております。

その結果、売上高は81億3千8百万円（前年同期比37.5%増）となりました。

(欧米)

服飾資材関連では、欧米における医療用・作業着用付属品の売上高が増加しました。

生活産業資材関連では、欧州におけるカメラ向け付属品、米国における日系自動車メーカー向けの自動車内装品の売上高が増加しました。

また、前連結会計年度に連結子会社化した服飾副資材を扱うGSG FASTENERS, LLC及びSCOVILL FASTENERS UK LIMITEDが当連結会計年度より業績に反映されております。

その結果、売上高は67億5千8百万円（前年同期比168.7%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、5億4千9百万円であります。

(3) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、特に記載する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、『存在価値を創造する、あたらしい「モリトグループ」の実現』を経営ビジョンとした「第7次中期経営計画 “Make it happen. 未来は私たちで切り拓く!!!”（平成28年11月期～平成30年11月期）」を策定いたしました。本計画を推進するにあたり、下記項目を中期的な経営課題として位置づけ、グループ一丸となって企業価値向上に取り組みます。

1. グループ収益基盤の拡大強化

国内外パートナーとの協業による企画開発の強化と同時に、販売戦略に基づく製造、購買、在庫の三元グローバル管理体制の確立を図ります。また、収益基盤拡大強化のための営業ツールの充実化、設備投資、新規拠点の拡大、M&Aについて積極的に投資してまいります。

2. 資本政策の確立

最適資金調達方針の策定、株価の適正水準の維持、株主還元政策の再考を実施いたします。

3. 内部統制の強化

政府指針の通り、適宜コーポレートガバナンス・コードに対応してまいります。また、グローバルに成長していくにあたり、人財の活性化とダイバーシティー経営の推進、経営インフラの再構築としてのSAP有効活用、グローバルキャッシュマネジメントを推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第75期 平成24年11月期	第76期 平成25年11月期	第77期 平成26年11月期	第78期 (当連結会計年度) 平成27年11月期
売 上 高 (百万円)	31,521	33,145	35,862	43,293
経 常 利 益 (百万円)	1,405	1,699	1,729	1,871
当 期 純 利 益 (百万円)	787	1,081	1,270	1,432
1株当たり当期純利益 (円)	27.10	37.34	43.85	49.48
総 資 産 (百万円)	32,777	35,813	45,593	47,331
純 資 産 (百万円)	24,889	27,352	29,488	31,113
1株当たり純資産 (円)	859.07	944.05	1,017.79	1,081.23

(注) 当社は、平成26年7月1日付で普通株式1株につき2株の分割を行っております。
各期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、それぞれ各期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
摩理都實業(香港)有限公司	77,700千HK\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
摩理都工貿(深圳)有限公司	3,966千US\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 製造
台湾摩理都股份有限公司	68,000千NT\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 製造及び販売
佳耐美国際貿易(上海)有限公司	2,350千US\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
KANE-M, INC.	1,300US\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
MORITO(EUROPE)B. V.	205,109EUR	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
KANE-M DANANG CO., LTD.	9,700千US\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 製造及び販売 レンタル工場の運営
KANE-M(THAILAND) CO., LTD.	30,000千THB	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
GSG FASTENERS, LLC	19,142千US\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 製造及び販売
GSG (SCOVILL) FASTENERS ASIA LIMITED	10千HK\$	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
SCOVILL FASTENERS UK LIMITED	100GBP	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
SCOVILL FASTENERS INDIA PVT. LTD	500千INR	100.0%	服飾資材・生活産業資材の 販売
エース工機株式会社	100百万円	100.0%	厨房機器のレンタル・販 売・清掃
カラーファスナー工業株式会社	25百万円	85.7%	主に生活産業資材の製造及 び販売
株式会社スリーランナー	10百万円	100.0%	各種サポーターの企画製造 及び販売
株式会社アンヌ・アーレ	28百万円	100.0%	バッグ・アクセサリ・婦人 ボトムス関連商品の企画・製 造・販売
株式会社マテックス	20百万円	100.0%	アパレル副資材製造・デザイ ン・印字、HP・各種サイト企 画制作、DTP印刷、グラフィッ クデザイン企画制作

- (注) 1. GSG FASTENERS, LLCは資本金がゼロであるため、資本金として、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。
2. 摩理都工貿(深圳)有限公司は平成27年1月1日に摩理都科技(深圳)有限公司を吸収合併いたしました。
3. ㈱アンヌ・アーレとカラーファスナー工業㈱は、現在清算手続中であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは服飾資材・生活産業資材の製造及び販売を行っており、事業部門及び主要な取扱商品は、次のとおりであります。

部 門	主 要 取 扱 商 品
服 飾 資 材 関 連 事 業	金属・樹脂ホック、スナップパー、ジーンズ釦、ベルトバックル、テープファスナー、マジックテープ®、ハトメ、アイレット、タックス、美錠・飾り、繊維・樹脂雑品、テープ、ホック等自動打機、カウンター、ヒール、本底、中底、接着剤、靴紐、ゴム織物
生 活 産 業 資 材 関 連 事 業	マジックテープ®、サポーター、磁気ベルト、ハンドストラップ、パソコンアクセサリー、カメラ・ビデオ関連部品、パルプモールド、自動車内装品、健康医療用品、厨房機器、金属・樹脂雑品、中敷、靴クリーム、ブラシ、シューズキーパー、靴関連小売用商品

(8) 主要な営業所及び拠点等

本 社 大阪市中央区南本町四丁目2番4号
事 業 所 東京(東京都)、名古屋(愛知県)、神戸(兵庫県)、福山(広島県)
営 業 所 札幌(北海道)、四国(香川県)、九州(福岡県)
出張所等 新潟(新潟県)
物流拠点 座間ロジスティクスセンター(神奈川県)、八尾配送センター(大阪府)
重要な子会社 摩理都實業(香港)有限公司(中国[香港])、摩理都工貿(深圳)有限公司(中国[深圳])、台湾摩理都股份有限公司(台湾)、佳耐美国際貿易(上海)有限公司(中国[上海])、KANE-M, INC. (アメリカ)、MORITO(EUROPE)B.V. (オランダ)、KANE-M DANANG CO., LTD. (ベトナム)、KANE-M(THAILAND)CO., LTD. (タイ)、GSG FASTENERS, LLC (アメリカ)、GSG (SCOVILL) FASTENERS ASIA LIMITED (中国[香港])、SCOVILL FASTENERS UK LIMITED (イギリス)、SCOVILL FASTENERS INDIA PVT. LTD (インド)、エース工機株式会社(東京都)、カラーファスナー工業株式会社(神奈川県)、株式会社スリーランナー(東京都)、株式会社アンヌ・アーレ(東京都)、株式会社マテックス(兵庫県)

- (注) 1. 豊岡連絡所は平成26年12月に閉鎖いたしました。
2. 九州営業所は平成27年12月に閉鎖いたしました。
3. 摩理都工貿(深圳)有限公司(中国[深圳])は平成27年1月に摩理都科技(深圳)有限公司(中国[深圳])を吸収合併いたしました。
4. ㈱アンヌ・アーレ(東京都)とカラーファスナー工業㈱(神奈川県)は、現在清算手続中であり
ます。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,472名	(減)185名

- (注) 1. 嘱託社員、臨時社員の当連結会計年度中平均雇用人員は117名で、これは上記従業員数には含んでおりません。
2. 減少の理由は、受注減に対応するため、KANE-M DANANG CO., LTD. において人員を削減したことによります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
286名	(増)16名	42.2歳	18.2年

(注) 嘱託社員、臨時社員の当期中平均雇用人員は65名で、これは上記従業員数には含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	482百万円
株式会社三井住友銀行	4,941百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	217百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 30,800,000株（自己株式1,456,820株を含む）
 (3) 株 主 数 24,858名
 (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
モ リ ト 共 栄 会	2,600,600	8.86
株 式 会 社 ク ラ レ	2,324,300	7.92
カ ネ エ ム 工 業 株 式 会 社	1,906,000	6.50
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,800,000	6.13
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,442,000	4.91
モ リ ト 社 員 持 株 会	823,274	2.81
粟 根 宏 明	497,000	1.69
山 口 光 弘	434,600	1.48
損 害 保 険 ジャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	430,000	1.47
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託E口）	392,000	1.34

- (注) 1. 当社は自己株式1,456,820株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は自己株式1,456,820株を控除して計算しております。
 3. 当社は「株式給付信託（J-E S O P）」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託E口」という）が、当社株式392,000株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
 4. 当社は「役員報酬B I P信託」を導入しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）（以下「B I P信託口」という）が、当社株式175,000株を取得しております。B I P信託口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
 5. モリト共栄会は、当社の取引先会社を会員とし、当社と会員の緊密化を図ることを目的とした持株会であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当又は重要な兼職の状況
一坪 隆 紀	代表取締役社長
片岡 信 行	取締役常務執行役員 輸送事業本部長
木本 正 人	取締役常務執行役員 アパレルコンポーネント事業本部長
毛利 充 之	取締役上席執行役員 ビジネスサポート本部長
小島 賢 司	取締役上席執行役員 管理本部長兼法務部長
矢野 文 基	取締役上席執行役員 海外事業本部長兼経営企画部長 KANE-M, INC. 代表取締役会長 MORITO (EUROPE) B. V. 代表取締役会長 摩理都實業（香港）有限公司董事長 佳耐美国際貿易（上海）有限公司董事長 KANE-M DANANG CO., LTD. 代表取締役会長 KANE-M (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役 台湾摩理都股份有限公司董事長
市川 清	常勤監査役
松本 光 右	監査役 弁護士 野崎印刷紙業株式会社社外監査役
小林 佐 敏	監査役 税理士 株式会社ハイレックスコーポレーション社外監査役

(注) 1. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
矢野 文基	海外事業本部長 兼 経営企画部長	海外事業本部長	平成27年10月1日

- 平成27年12月1日付の組織変更に伴い、取締役の担当が変更となりました。
 取締役 片岡 信行 プロダクト事業本部長
 取締役 毛利 充之 管理本部 副本部長
 取締役 小島 賢司 管理本部長
 取締役 矢野 文基 経営企画部長
- 平成27年9月7日をもって、宮本和哉氏は、取締役常務執行役員（プロダクト事業担当）を辞任し、退任いたしました。
- 監査役のうち松本光右氏及び小林佐敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 当社は東京証券取引所に対し、松本光右氏及び小林佐敏氏を独立役員として届け出ております。
- 常勤監査役市川清氏及び監査役松本光右氏は、以下のとおり法律に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役市川清氏は、長年にわたり当社の内部監査室や法務部に在籍し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 ・監査役松本光右氏は、弁護士の資格を有しております。
- 監査役小林佐敏氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 平成27年2月26日開催の第77回定時株主総会において、補欠監査役として飯田和宏氏が選任されております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 7名 170百万円

監査役 4名 21百万円（うち社外2名 9百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、当期中に役員賞与引当金として費用計上した40百万円を含んでおります。
2. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、当期中に役員退職慰労引当金として費用計上した3百万円を含んでおります。
3. 平成27年2月26日開催の第77回定時株主総会決議に基づき、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給として、費用計上した21百万円を含んでおります。
4. 平成27年2月26日開催の第77回定時株主総会決議に基づき、取締役に対する業績連動株式報酬の引当として、費用計上した20百万円を含んでおります。
5. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与引当金を含む）49百万円は含んでおりません。
6. 平成27年2月26日開催の第77回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金として、退任監査役1名に対し、また、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給として平成27年9月7日に辞任した取締役1名に対し、26百万円を支払っております。なお、この金額には、過年度の事業報告において報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額（21百万円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の兼職状況

監査役 松本光右	野崎印刷紙業株式会社 社外監査役
監査役 小林佐敏	株式会社ハイレックスコーポレーション 社外監査役

- (注) 1. 監査役小林佐敏氏は、平成27年6月19日付で三輪運輸工業株式会社の社外監査役を退任いたしました。
2. 全ての兼職先と当社との間に特別な利害関係はございません。

②取締役会及び監査役会における出席状況

	取締役会 (16回開催)	監査役会 (14回開催)
	出席回数	出席回数
監査役 松本光右	15回 (93.8%)	14回 (100%)
監査役 小林佐敏	14回 (87.5%)	14回 (100%)

③取締役会及び監査役会における発言状況

- ・社外監査役 松本光右氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会に出席し、弁護士としての豊富な経験を通じて培われた見識から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・社外監査役 小林佐敏氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会に出席し、税理士としての豊富な経験を通じて培われた見識から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由の記載

当社は、当社の業務に精通する取締役が当社業務の特性を踏まえた意思決定で経営にあたることを重視し、社外取締役を選任しておりません。

もとより、社外取締役に客観的な視点から経営参画していただくことは有益であることから、人格・見識・能力等において適切な人材があれば、社外取締役として選任することを検討しておりましたが、その議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。

本定時株主総会においては、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しており、今後も適切な人材があれば、引き続きその選任を検討してまいります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 38百万円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益
の合計額 | 62百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主に連結子会社の内部統制構築に関する助言・指導業務です。

④会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、執行機関の見解も考慮の上検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、執行機関の見解も考慮の上、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、業務の適正を確保するための体制について次のとおり整備しております。なお、改正会社法及び改正会社法施行規則を踏まえて、業務の適正を確保するための体制について、改めて取締役会にて決議しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業は、利益追求の経済的主体であると同時に広く社会にとって有用な存在でなければなりません。そのため当社の取締役は関係法令及びその精神を遵守するとともに社会的良識を持って行動する必要があることを認識し、社会の一員として求められる倫理観に基づき誠実に行動いたします。倫理法令遵守精神を取り入れた企業行動指針を作成し取締役自ら率先垂範の上、社内へ徹底するとともにグループ企業や取引先に周知させております。

この倫理法令遵守精神の向上を図るために、代表取締役社長を総括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・整備を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、稟議書及びその関連資料、会計帳簿及び経理書類はそれぞれの保存年限に従って保存し必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

その他、経営トップの会議体や各種委員会の議事録及び契約文書、重要な業務執行文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存管理は各種規程に定め実行しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門および子会社に内在する個々のリスクの分析や評価は各該当部門が責任を持って行い、そのリスクに対する対応についても各該当部門が担当し実施しております。

リスク管理方針に基づく個々のリスク管理の統合とリスク管理体制の維持・管理・整備はコンプライアンス委員会が行っております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営理念を軸に中期経営計画、年度経営計画を策定し、その経営目標は業務執行ラインにおいて各組織、各個人の業務目標に落とし込み、その進捗状況は方針管理レビューにおいて定期的に検査し適宜必要な対策をとっております。
また、取締役会のほか当社の経営戦略に関わる重要事項については毎月の経営会議で議論し、その業務執行は組織及び業務分掌・職務権限規程及び稟議規程においてそれぞれの責任者及び執行手続きの詳細を定めております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人の服務規律及び誠実義務については就業規則において規定し、その他の倫理法令遵守については、企業行動指針を基本として、個人情報保護規程や行動規範等の諸規程で徹底しております。
さらに、倫理法令遵守体制の維持・整備のためコンプライアンス委員会による教育・啓発を行っております。また法令遵守上疑義のある行為等について使用人が直接通報を行えるよう社内通報制度（コンプライアンス・ホットライン）規程を制定・施行しております。
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社の管理統轄は、関係会社管理規程及び子会社事前承認報告運用細則により、グループ会社の自主性を尊重しつつグループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保しております。グループ企業間の取引は、法令、会計原則、税法その他会社規範に照らし適切に実行するようにしております。
グループ会社の緊密な連携については、コンプライアンス委員会が経営企画部、経理部と協同して、企業集団としての効率経営と業務の適正確保を維持・管理しております。
平成27年11月末日現在において、当社には親会社はございません。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在は、必要に応じて内部監査部門が適宜対応しておりますが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができるよう対応いたします。監査役を補助すべき期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合は、法令及び監査役監査基準に基づき監査役に報告するようにしております。

監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、取締役会及び経営会議その他の重要会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、また独自のスケジュールで取締役、部門責任者と直接面接を行えるようにしております。

さらに社内の一定の文書を回付することを義務付けるようにし、監査役の監査が実効的に行われるようにしております。

- ⑨ 監査役への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内通報制度（コンプライアンス・ホットライン）等を通じて報告を行った当社グループの役職員（報告者）の氏名等について秘匿するものとし、報告者の匿名性を確保しております。また、社内通報制度規程により、匿名を希望しない報告者についても、当該報告をしたことによる不利益な取扱いをしてはならないとしており、報告者が不利益な取扱いを受けない体制を整備しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用が発生した場合、またその費用の前払の請求を行う場合、速やかに当該費用等の処理をいたします。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスの基本方針である「行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固とした姿勢で対決することを掲げ、関係遮断に取り組んでおります。

また、警察等との連携を密にするとともに、企業防衛対策協議会等を通じて地域企業と適切な情報交換を行っており、反社会的勢力からの違法・不当行為等が発生した場合には、総務部が窓口となり、所轄の警察や弁護士等との連携により、法的に対処して問題の解決に努めてまいります。

各種取引の取引開始時には、法務部で反社会的勢力に関するデータの検索及び記録を行います。年に一度定期的に、反社会的勢力の介入が疑われる不良情報の有無を確認してまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制について、当事業年度において適切な運用を行っております。運用状況の概況は以下のとおりであります。

① 取締役の業務執行の体制

当社では、業績及び事業環境等を勘案し、平成30年11月期を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。また、取締役会・経営会議をそれぞれ月1回以上開催することで経営戦略上の重要事項について議論しております。

② リスク管理体制

当社では、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会が中心となり、リスクの抽出・評価・対応策を検討しております。

③ 監査役の職務執行

監査役は取締役会等の主要な会議に出席し、業務執行が適正になされているかを確認しております。また、内部監査室及び会計監査人と適宜情報交換を行っております。

当社は、業務の適正を確保するための体制については、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築に努めております。

また、当社は内部監査室及び法務部が中心となって平成27年11月期における業務の適正を確保するための体制の運用状況について調査しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成27年11月30日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,166,569	流 動 負 債	12,298,989
現金及び預金	10,010,892	支払手形及び買掛金	4,502,734
受取手形及び売掛金	10,755,928	短期借入金	4,960,000
商品及び製品	3,835,339	1年内返済予定の長期借入金	375,396
仕掛品	188,413	未払法人税等	616,237
原材料及び貯蔵品	379,848	賞与引当金	164,592
繰延税金資産	272,235	役員賞与引当金	72,511
その他	762,870	その他	1,607,517
貸倒引当金	△38,959	固 定 負 債	3,918,507
固 定 資 産	21,164,548	長期借入金	536,477
有 形 固 定 資 産	10,003,656	繰延税金負債	1,129,115
建物及び構築物	2,679,689	再評価に係る繰延税金負債	758,339
機械装置及び運搬具	590,286	株式給付引当金	9,804
工具器具備品	448,233	役員退職慰労引当金	54,758
土地	5,926,237	役員株式給付引当金	20,640
リース資産	267,208	環境対策引当金	23,813
建設仮勘定	91,999	退職給付に係る負債	829,319
無 形 固 定 資 産	5,237,657	その他	556,239
のれん	3,687,790	負 債 合 計	16,217,496
リース資産	339,349	純 資 産 の 部	
その他	1,210,517	株 主 資 本	28,510,835
投 資 そ の 他 の 資 産	5,923,234	資本金	3,532,492
投資有価証券	4,634,984	資本剰余金	3,498,724
長期貸付金	106,400	利益剰余金	22,436,316
繰延税金資産	60,538	自己株式	△956,696
退職給付に係る資産	400,076	その他の包括利益累計額	2,602,786
その他	801,628	その他有価証券評価差額金	1,625,548
貸倒引当金	△80,393	繰延ヘッジ損益	△1,069
		土地再評価差額金	△514,664
		為替換算調整勘定	1,403,231
		退職給付に係る調整累計額	89,739
		純 資 産 合 計	31,113,622
資 産 合 計	47,331,118	負 債 純 資 産 合 計	47,331,118

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
高 価 益 費 益		43,293,935
上 原 利 益		32,174,918
上 総 一 般 管 理 費		11,119,017
上 費 及 び 業 外 利 益		9,398,007
受 取 配 当 利 息	27,387	1,721,010
受 取 貸 替 による 投資 利 息	87,482	
為 替 差 益 他	76,118	
そ の 外 の 費 用	48,264	
支 払 上 減 価 償 却 費	23,010	362,545
支 払 上 減 価 償 却 費	100,283	
支 払 上 減 価 償 却 費	22,131	
支 払 上 減 価 償 却 費	91,926	
支 払 上 減 価 償 却 費	11,112	
支 払 上 減 価 償 却 費	86,933	212,104
特 別 利 益		1,871,451
固 定 資 産 売 却 益	337,128	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	699,121	1,036,249
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,704	
固 定 資 産 除 却 損	3,992	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	21,022	
関 係 会 社 整 理 損	458,658	495,378
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,412,322
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	883,924	
法 人 税 等 調 整 前 当 期 純 利 益	95,995	979,920
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,432,401
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		—
当 期 純 利 益		1,432,401

連結株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から)
(平成27年11月30日まで)

(単位 千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,532,492	3,395,115	21,364,202	△680,993	27,610,816
会計方針の変更による 累積的影響額			41,752		41,752
会計方針の変更を反映 した当期首残高	3,532,492	3,395,115	21,405,955	△680,993	27,652,569
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△397,659		△397,659
当期純利益			1,432,401		1,432,401
自己株式の取得				△340,109	△340,109
自己株式の処分		103,608		64,405	168,014
土地再評価差額金の取崩			△4,381		△4,381
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		103,608	1,030,361	△275,703	858,266
当期末残高	3,532,492	3,498,724	22,436,316	△956,696	28,510,835

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	1,812,097	△1,853	△586,591	545,742	108,593	1,877,988	29,488,805
会計方針の変更による 累積的影響額							41,752
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,812,097	△1,853	△586,591	545,742	108,593	1,877,988	29,530,557
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△397,659
当期純利益							1,432,401
自己株式の取得							△340,109
自己株式の処分							168,014
土地再評価差額金の取崩							△4,381
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△186,548	784	71,926	857,488	△18,853	724,797	724,797
連結会計年度中の変動額合計	△186,548	784	71,926	857,488	△18,853	724,797	1,583,064
当期末残高	1,625,548	△1,069	△514,664	1,403,231	89,739	2,602,786	31,113,622

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社名

連結子会社数は国内5社、海外12社であり社名は

摩理都實業（香港）有限公司（中国 [香港]）
摩理都工貿（深圳）有限公司（中国 [深圳]）
台湾摩理都股份有限公司（台湾）
佳耐美国際貿易（上海）有限公司（中国 [上海]）
KANE-M, INC.（アメリカ）
MORITO (EUROPE) B. V.（オランダ）
KANE-M DANANG CO., LTD.（ベトナム）
KANE-M (THAILAND) CO., LTD.（タイ）
GSG FASTENERS, LLC（アメリカ）
GSG (SCOVILL) FASTENERS ASIA LIMITED（中国[香港]）
SCOVILL FASTENERS UK LIMITED（イギリス）
SCOVILL FASTENERS INDIA PVT. LTD（インド）
エース工機㈱
カラーファスナー工業㈱
㈱スリーランナー
㈱アヌ・アーレ
㈱マテックス

であります。

(注1) 摩理都工貿（深圳）有限公司は平成27年1月1日に摩理都科技（深圳）有限公司を吸収合併いたしました。

(注2) ㈱アヌ・アーレとカラーファスナー工業㈱は、現在清算途中であります。

(2) 主要な非連結子会社名

上海新世美得可國際貿易有限公司

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の割合は、いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数及び会社名

持分法適用会社数は国内1社であり社名は
クラレファスニング㈱（関連会社）であります。

(2) 非連結子会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外いたしました。

(3) 持分法適用手続きについて、特に記載する必要があると認められる事項

クラレファスニング㈱の決算日は12月31日であり、持分法の適用に当たっては、前事業年度の財務諸表と9月30日現在で仮決算を行った財務諸表とで必要な調整を行った後の財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち摩理都工貿（深圳）有限公司及び佳耐美国際貿易（上海）有限公司の決算日は12月31日、SCOVILL FASTENERS INDIA PVT. LTDの決算日は3月31日ありますが、9月30日に実施した仮決算に基づいております。

その他の連結子会社14社の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の決算書を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

商品及び製品・原材料・仕掛品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しております。また、在外連結子会社については定額法を採用しておりません。

② 無形固定資産……………定額法を採用しております。
（リース資産を除く）

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年11月30日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については、主に通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、貸倒見積額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………当社及び一部の子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 株式給付引当金……………株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 役員株式給付引当金……………株式交付規程に基づく役員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金……………国内連結子会社のうち2社は、役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ⑦ 環境対策引当金……………環境対策処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末において、合理的に見積もることができる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

重要な外貨建の資産……………外貨建金銭債権債務は、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債・費用及び収益は、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他の包括利益累計額の為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………為替予約取引については、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段……………為替予約
 - ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務
- ③ ヘッジ方針……………為替予約取引は、「組織及び業務分掌・職務権限規程」に基づき、外貨建金銭債権債務に対する為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性の評価の方法……………振当処理を採用しているため、有効性の評価は行っておりません。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理方法……………税抜方式によっております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から処理することとしております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から処理することとしております。
未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ③ のれんの償却方法及び償却期間……………のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が115,476千円増加、退職給付に係る負債が50,643千円増加し、利益剰余金が41,752千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価の業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」という)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規定に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金額より将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自己株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度においては、153,076千円、392千株であり、当連結会計年度においては、153,076千円、392千株であります。

(役員報酬B I P信託に係る取引について)

本制度は当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位別に、各事業年度の売上高と営業利益の達成度に応じて当社の取締役に当社株式が交付される業績連動型株式報酬です。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、原則として取締役退任時となります。

(1) 取引の概要

本制度は当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位別に、各事業年度の売上高と営業利益の達成度に応じて当社の取締役に当社株式が交付される業績連動型株式報酬です。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、原則として取締役退任時となります。

(2) 信託に残存する自己株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度においては、168,000千円、175千株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,827,074千円
2. 債務保証	
借入金	
上海新世美得可國際貿易有限公司	38,060千円
3. 輸出手形割引高	3,079千円

4. 事業用土地の再評価に関する事項

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成13年11月30日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 1,034,342$ 千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	30,800,000	—	—	30,800,000
合 計	30,800,000	—	—	30,800,000

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成27年2月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- (1) 配 当 金 の 総 額 190,875千円
- (2) 1 株 当 た り 配 当 額 6.50円
- (3) 基 準 日 平成26年11月30日
- (4) 効 力 発 生 日 平成27年2月27日

(注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が、基準日現在に所有する当社株式392,000株に対する配当金2,548千円を含めております。

平成27年7月10日開催の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の中間配当に関する事項

- (1) 中間配当金の総額 206,783千円
- (2) 1 株 当 た り 配 当 額 7.00円
- (3) 基 準 日 平成27年5月31日
- (4) 効 力 発 生 日 平成27年8月10日

(注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)と日本マスタートラスト信託株式会社(役員報酬B I P信託口)が、基準日現在にそれぞれ所有する当社株式392,000株、175,000株に対する配当金2,744千円、1,225千円を含めております。

3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年2月25日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	220,073千円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	7.50円
(4) 基準日	平成27年11月30日
(5) 効力発生日	平成28年2月26日

(注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)と日本マスタートラスト信託株式会社(役員報酬B I P信託口)が、基準日現在にそれぞれ所有する当社株式392,000株、175,000株に対する配当金2,940千円、1,312千円を含めております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として短期的な預金等で運用し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理運営に関する内部ルールに沿って低減を図っております。

貸付金については、定期的に貸付先の財務状況を確認し、信用リスクを確認しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を確認しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	10,010,892	10,010,892	—
(2)受取手形及び売掛金	10,755,928	10,755,928	—
(3)投資有価証券	4,053,253	4,053,253	—
(4)長期貸付金(※)	136,400	133,122	△3,277
資産計	24,956,474	24,953,197	△3,277
(5)支払手形及び買掛金	4,502,734	4,502,734	—
(6)短期借入金	4,960,000	4,960,000	—
(7)未払法人税等	616,237	616,237	—
(8)長期借入金(※)	911,873	912,568	695
負債計	10,990,844	10,991,540	695

(※)長期貸付金には、短期貸付金とされている1年内回収予定の金額も含めております。

(※)長期借入金には、1年内返済長期借入金とされている金額も含めております。

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金・(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について株式は取引所の価格によっております。

(4)長期貸付金(1年内回収を含む)

貸付金の時価の算定は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(5)支払手形及び買掛金・(6)短期借入金・(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金(1年内返済を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2)非上場株式(連結貸借対照表額581,731千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難だと認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合の修正内容及び金額

前連結会計年度に取得したGSG FASTENERS, LLC (SCOVILL) に関して、前連結会計年度では、GSG FASTENERS, LLC (SCOVILL) の取得原価の配分について連結計算書類作成時点における入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行っており取得原価の配分は確定しておりませんでした。当連結会計年度において、取得原価の配分が完了いたしました。これに伴うのれんの修正額は次のとおりであります。

修正科目	のれん修正金額
のれん (修正前)	3,469,662千円
土地	△59,345
商標権	△1,032,495
繰延税金負債	399,613
その他取得原価調整額	86,084
修正金額合計	△606,141
のれん (修正後)	2,863,520

2. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんのご金額 2,863,520千円

(2) 発生原因

取得原価が被取得企業の純資産を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

3. のれん以外の無形資産に配分された金額、種類別の内訳、償却方法及び償却期間

(1) 無形資産に配分された金額 1,032,495千円

(2) 種類別の内訳

商標権 1,032,495千円

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,081円23銭
1 株当たり当期純利益	49円48銭

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	1,432,401千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純利益	1,432,401千円
普通株式の期中平均株式数	28,950千株

(注) 「1 株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1 株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式(前連結会計年度392千株、当連結会計年度392千株)と日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が所有する当社株式(当連結会計年度175千株)を含めております。

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っております。
この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が1.45円増加しております。また、1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

(注) 連結計算書類の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 1月18日

モリト株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 崎 充 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリト株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

平成27年11月30日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,765,704	流 動 負 債	9,854,866
現金及び預金	5,693,788	支払手形	251,188
受取手形	2,541,890	買掛金	3,011,144
電子記録債権	722,230	短期借入金	4,750,000
売掛金	4,976,427	1年内返済予定の長期借入金	375,396
商品用金	2,134,011	未払金	302,124
前払費用	61,873	未払費用	346,776
未収収益	4,760	未払法人税等	391,491
短期貸付金	76,000	前受金	318,364
未収入金	473,466	預賞与引当金	23,745
繰延税金資産	79,860	役員賞与引当金	26,500
その他金	14,395	役員賞与引当金	40,000
倒引当金	△13,000	その他	18,134
固 定 資 産	23,081,750	固 定 負 債	3,169,344
有形固定資産	6,912,352	長期借入金	536,477
建物	1,066,870	預り保証金	46,555
構築物	55,891	繰延税金負債	826,560
機械及び装置	56,723	再評価に係る繰延税金負債	758,339
工具器具備品	186,475	退職給付引当金	733,535
土地	5,474,675	株式給付引当金	9,804
一ス資産	13,197	役員株式給付引当金	20,640
建設仮勘定	58,519	その他	237,432
無 形 固 定 資 産	377,405	負 債 合 計	13,024,210
借地権	29,250	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	30,289	株主資本	25,722,342
電話加入権	16,926	資本金	3,532,492
リース資産	299,755	資本剰余金	3,498,724
その他資産	1,184	資本準備金	3,319,065
投 資 其 他 の 資 産	15,791,991	その他資本剰余金	179,658
投資有価証券	4,108,358	自己株式処分差益	179,658
関係会社株式	4,784,551	利 益 剰 余 金	19,647,823
その他の関係会社有価証券	4,991,519	利益準備金	419,566
関係会社出資金	1,091,101	その他利益剰余金	19,228,257
長期貸付金	471,579	固定資産圧縮積立金	651,982
破産更生債権等	70,342	別途積立金	17,235,000
前期前払費用	3,791	繰越利益剰余金	1,341,274
前払年金費用	233,988	自 己 株 式	△956,696
敷入金	16,408	評価・換算差額等	1,100,900
会員の権利	20,164	その他有価証券評価差額金	1,616,634
その他	142,175	繰延ヘッジ損益	△1,069
倒引当金	△141,989	土地再評価差額金	△514,664
資 産 合 計	39,847,454	純 資 産 合 計	26,823,243
		負 債 純 資 産 合 計	39,847,454

損 益 計 算 書

(平成26年12月1日から
平成27年11月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		26,124,669
売上原価		20,329,353
売上総利益		5,795,315
販売費及び一般管理費		5,123,306
営業利益		672,008
営業外収益		
受取利息	17,348	
受取配当金	415,380	
貸入	87,060	
為替差益	25,560	
その他	50,089	595,440
営業外費用		
支払利息	14,868	
売上割引	91,906	
貸資産減価償却費	19,293	
その他	63,335	189,403
経常利益		1,078,044
特別利益		
固定資産売却益	334,234	
投資有価証券売却益	699,121	1,033,356
特別損失		
固定資産除却損	4,774	
関係会社整理損	315,511	320,285
税引前当期純利益		1,791,115
法人税、住民税及び事業税	536,000	
法人税等調整額	△1,712	534,287
当期純利益		1,256,827

株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から)
(平成27年11月30日まで)

(単位 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期末残高	3,532,492	3,319,065	76,050	3,395,115
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映した 当期末残高	3,532,492	3,319,065	76,050	3,395,115
事業年度中の変動額				
税率変更による積立金の調整額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別添積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			103,608	103,608
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計			103,608	103,608
当期末残高	3,532,492	3,319,065	179,658	3,498,724

	株主資本					自己株式	株主資本 合計
	利益剰余金				利益剰余金 合計		
	利益準備金	その他利益剰余金					
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期末残高	419,566	649,620	16,735,000	947,096	18,751,283	△680,993	24,997,897
会計方針の変更による 累積的影響額				41,752	41,752		41,752
会計方針の変更を反映した 当期末残高	419,566	649,620	16,735,000	988,849	18,793,036	△680,993	25,039,649
事業年度中の変動額							
税率変更による積立金の調整額		26,260		△26,260			
固定資産圧縮積立金の取崩		△23,897		△500,000			
別途積立金の積立			500,000	△397,659	△397,659		△397,659
剰余金の配当				1,256,827	1,256,827		1,256,827
当期純利益							
自己株式の取得						△340,109	△340,109
自己株式の処分						64,405	64,405
土地再評価差額金の取崩				△4,381	△4,381		△4,381
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	2,362	500,000	352,425	854,787	△275,703		682,692
当期末残高	419,566	651,982	17,235,000	1,341,274	19,647,823	△956,696	25,722,342

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期末残高	1,805,453	△1,853	△586,591	1,217,008	26,214,905
会計方針の変更による 累積的影響額					41,752
会計方針の変更を反映した 当期末残高	1,805,453	△1,853	△586,591	1,217,008	26,256,658
事業年度中の変動額					
税率変更による積立金の調整額					
固定資産圧縮積立金の取崩					
別途積立金の積立					
剰余金の配当					△397,659
当期純利益					1,256,827
自己株式の取得					△340,109
自己株式の処分					168,014
土地再評価差額金の取崩					△4,381
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△188,819	784	71,926	△116,108	△116,108
事業年度中の変動額合計	△188,819	784	71,926	△116,108	566,584
当期末残高	1,616,634	△1,069	△514,664	1,100,900	26,823,243

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

① 商品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日（リース資産を除く）以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産……定額法を採用しております。
（リース資産を除く）

(3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、按分額を費用処理することとしております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。
- (5) 株式給付引当金……………株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (6) 役員株式給付引当金……………株式交付規程に基づく役員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法……………為替予約取引については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務

(3) ヘッジ方針……………為替予約取引は、「組織及び業務分掌・職務権限規程」に基づき、外貨建金銭債権債務に対する為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性……………振当処理を採用しているため、有効性の評価は行っており評価の方法 ません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法……………税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が115,476千円増加、退職給付引当金が50,643千円増加し、利益剰余金が41,752千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価値の業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」という)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規定に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金額より将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自己株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度においては、153,076千円、392千株であり、当事業年度においては、153,076千円、392千株であります。

(役員報酬B I P信託に係る取引について)

本制度は当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位別に、各事業年度の売上高と営業利益の達成度に応じて当社の取締役に当社株式が交付される業績連動型株式報酬です。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、原則として取締役退任時となります。

(1) 取引の概要

本制度は当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位別に、各事業年度の売上高と営業利益の達成度に応じて当社の取締役に当社株式が交付される業績連動型株式報酬です。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、原則として取締役退任時となります。

(2) 信託に残存する自己株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度においては、168,000千円、175千株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,681,683千円
2. 債務保証	
借入金	
上海新世美得可國際貿易有限公司	38,060千円
3. 輸出手形割引高	3,079千円
4. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	1,131,910千円
長期金銭債権	365,179千円
短期金銭債務	263,349千円

5. 事業用土地の再評価に関する事項

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成13年11月30日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 1,034,342$ 千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	2,537,168千円
仕入高	4,526,164千円
販売費及び一般管理費	73,751千円
営業取引以外の取引高	351,229千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普 通 株 式	1,826,516	197,320	16	2,023,820
合 計	1,826,516	197,320	16	2,023,820

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)と日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)がそれぞれ所有する当社株式は、上記普通株式に含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動

繰延税金資産	
未払事業税等	29,742千円
商品評価損	16,999
未払費用	13,802
賞与引当金	8,771
その他	10,544
繰延税金資産合計	<u>79,860</u>

② 固定

繰延税金資産	
退職給付引当金	161,353千円
貸倒引当金	47,719
減損損失	45,805
投資有価証券評価損	27,751
その他	65,932
繰延税金資産小計	<u>348,562</u>
評価性引当額	<u>△112,315</u>
繰延税金資産合計	<u>236,246</u>

繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	321,445千円
その他有価証券評価差額金	741,362
繰延税金負債合計	<u>1,062,807</u>

繰延税金負債の純額	<u>826,560千円</u>
-----------	------------------

再評価に係る繰延税金負債	
事業用土地の再評価差額	758,339千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛運搬具、工具器具備品、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	932円13銭
1株当たり当期純利益	43円41銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	1,256,827千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	1,256,827千円
普通株式の期中平均株式数	28,950千株

(注) 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式(前事業年度392千株、当事業年度392千株)と日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が所有する当社株式(当事業年度175千株)を含めております。

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っております。

この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が1.45円増加しております。また、1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

(その他の注記)

退職給付に関する事項 (平成27年11月30日現在)

イ. 退職給付債務	2,424,493千円
ロ. 年金資産	2,057,501千円
ハ. 未積立退職給付債務(イーロ)	366,991千円
ニ. 未認識数理計算上の差異	△83,142千円
ホ. 未認識過去勤務費用	△49,412千円
ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハーニーホ)	499,546千円
ト. 前払年金費用	233,988千円
チ. 退職給付引当金	733,535千円

(注) 計算書類の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 1月18日

モリト株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 崎 充 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリト株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役松本光右及び監査役小林佐敏は会社法第2条16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

平成28年1月20日

モリト株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	市 川	清	Ⓞ
監 査 役	松 本	光 右	Ⓞ
監 査 役	小 林	佐 敏	Ⓞ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、業績に応じて安定的かつ継続的な利益還元を行うとの基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき7円50銭（総額220,073,850円）の配当金を当期末における株主様に対してお支払いさせていただきたいと存じます。

当社は平成26年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行なっております。株式分割後基準に換算すると、当期の年間配当金は1株につき中間配当7円を含め、合計14円50銭となり、前期に比べ2円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年2月26日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 800,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 800,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 当社では取締役の任期を2年としてきましたが、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年に短縮するものとし、現行定款第21条を変更するものであります。

(2) 当社において、業務執行を行わない取締役・監査役を選任するにあたり、優秀な人材を確保するためにも業務執行を行わない取締役・監査役と責任限定契約を締結できるとし、定款第28条第2項、定款第37条第2項を新設するものであります。

また、同様の理由により、取締役・監査役の責任免除を取締役会決議で行うことができることとし、定款第28条第1項、定款第37条第1項を新設するものであります。

なお、定款第28条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第21条（任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第21条（任期） 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	<u>第28条（取締役の責任軽減）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。</u> <u>②当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、法令の定める限度まで、取締役の責任を限定する契約を締結することができる。</u>
第 <u>28</u> 条～第 <u>35</u> 条（条文省略）	第 <u>29</u> 条～第 <u>36</u> 条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第37条（監査役の責任軽減） <u>当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。</u> ②当社は、<u>監査役との間で、法令の定める限度まで、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>
第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条（条文省略）	第 <u>38</u> 条～第 <u>41</u> 条（現行どおり）

第3号議案 取締役6名選任の件

現取締役6名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の改選と新たに1名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

（※印は新任候補者）

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	いちつぼ たかき 一坪隆紀 (昭和29年1月18日)	昭和56年11月 当社入社 昭和60年9月 MORITO(EUROPE)B. V. 出向 平成8年4月 当社営業統轄本部海外営業本部海外事業部長 平成12年2月 当社取締役営業統轄本部海外営業本部海外事業部長 平成15年3月 当社取締役海外営業本部海外事業部長 平成16年2月 当社常務取締役海外営業本部長兼海外営業本部海外事業部長 平成16年12月 当社常務取締役アパレル事業本部長 平成17年12月 当社常務取締役海外事業戦略室長 平成21年12月 当社常務取締役管理統轄本部長 平成25年11月 当社代表取締役社長（現任）	71,000株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に海外を中心としたアパレルコンポーネント事業に従事し、海外グループ会社、MORITO(EUROPE)B. V. 出向、海外営業本部長、アパレル事業本部長、平成21年からは管理統轄本部長を経て、平成25年から業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>				

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
2	かたおか のぶゆき 片岡 信行 (昭和35年1月7日)	昭和58年4月 当社入社 平成8年4月 摩理都實業（香港）有限公司 出向 平成16年2月 当社取締役 平成20年10月 当社取締役中国統轄室長 平成21年12月 当社取締役生活産業資材事業 副本部長 平成22年12月 当社取締役生活産業資材事業 副本部長兼輸送機器資材営業 部長 平成23年12月 当社取締役執行役員生活産業 資材事業本部輸送機器資材営 業部長 平成24年12月 当社取締役執行役員営業統轄 本部輸送事業本部長兼輸送営 業部長 平成26年2月 当社常務取締役執行役員輸送 事業本部長 平成27年3月 当社取締役常務執行役員輸送 事業本部長 平成27年12月 当社取締役常務執行役員プロ ダクト事業本部長（現任）	35,500株	なし
【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に海外を中心としたアパレルコンポーネント事業及びプロダクト事業に従事し、海外グループ会社、摩理都（香港）有限公司出向、生活産業資材事業副本部長、輸送事業本部長を経て、現在では取締役常務執行役員プロダクト事業本部長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。				

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	木本正人 (昭和33年12月8日)	昭和57年4月 当社入社 平成15年2月 当社営業統轄本部大阪営業本 部アパレル関連事業部長 平成16年12月 当社アパレル事業本部アウト ーカジュアル営業部長 平成17年12月 当社購買物流本部購買部長 平成20年2月 当社取締役購買物流本部長兼 購買部長 平成21年6月 当社取締役購買物流本部長兼 購買部長兼物流部長 平成21年12月 当社取締役管理統轄副本部長 兼物流管理部長 平成22年12月 当社取締役経営企画室長 平成23年12月 当社取締役グローバル経営企 画室長 平成24年12月 当社取締役執行役員グループ 経営戦略本部長 平成25年12月 当社取締役執行役員管理統轄 本部長 平成26年2月 当社取締役執行役員管理統轄 本部長兼アパレルコンポーネ ント事業本部長 平成26年2月 当社常務取締役執行役員アパ レルコンポーネント事業本部 長 平成27年3月 当社取締役常務執行役員アパ レルコンポーネント事業本部 長(現任)	31,800株	なし
【取締役候補者とした理由】 入社以来、主にアパレルコンポーネント事業及び購買物流、経営企画関連 業務に従事し、アパレル関連事業部長、購買物流本部長、経営企画室長、グル ープ経営戦略本部長を経て、現在では取締役常務執行役員アパレルコンポー ネント事業本部長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と 商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有し ていることから、引き続き取締役候補者としてしました。				

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	こじま けんじ 小島 賢司 (昭和36年3月1日)	昭和58年4月 当社入社 平成16年4月 当社営業統轄本部大阪営業本 部G P関連事業部長 平成16年12月 当社汎用資材事業本部ファス ニング資材営業部長 平成19年4月 当社新機能素材事業部長 平成19年12月 当社事業開発部長 平成21年11月 当社経営企画室長兼事業開発 部長 平成21年12月 当社経営企画室長兼品質保証 部長 平成22年4月 当社経営企画室長 平成22年12月 当社管理統轄本部法務部長 平成23年12月 当社法務部長 平成24年12月 当社グループ経営戦略本部法 務部長 平成25年12月 当社管理統轄本部法務部長 平成26年2月 当社取締役執行役員管理統轄 本部長 平成26年12月 当社取締役執行役員管理本部 長 平成27年2月 当社取締役執行役員管理本部 長兼法務部長 平成27年3月 当社取締役上席執行役員管理 本部長兼法務部長 平成27年12月 当社取締役上席執行役員管理 本部長（現任）	9,300株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 入社以来、主にプロダクト事業の新規事業開発及び経営企画、法務関連業 務に従事し、ファスニング資材営業部長、事業開発部長、経営企画室長、法 務部長を経て、現在では取締役上席執行役員管理本部長を務めており、モリ トグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経 営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補 者となりました。</p>				

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
5	やのぶんき 矢野文基 (昭和43年9月30日)	平成5年4月 当社入社 平成7年9月 MORITO (EUROPE) B. V. 出向 平成20年10月 摩理都實業 (香港) 有限公司 出向 平成22年12月 当社執行役員 平成24年12月 摩理都實業 (香港) 有限公司 出向兼当社執行役員営業統轄 本部プロダクト事業本部副本 部長 平成25年12月 当社執行役員営業統轄本部 プロダクト事業本部付 平成26年2月 当社取締役グローバル事業推 進担当 平成26年12月 当社取締役執行役員海外事業 本部長 平成27年3月 当社取締役上席執行役員海外 事業本部長 平成27年10月 当社取締役上席執行役員海外 事業本部長兼経営企画部長 平成27年12月 当社取締役上席執行役員経営 企画部長 (現任)	13,400株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 入社以来、主に海外を中心としたアパレルコンポーネント事業及びプロダクト事業に従事し、海外グループ会社、MORITO (EUROPE) B. V. 出向、摩理都 (香港) 有限公司出向、海外事業本部長を経て、現在では取締役上席執行役員経営企画部長を務めており、モリトグループにおける豊富な業務経験と商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>				

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
6	※ いしはら まゆみ 石原真弓 (昭和38年5月3日)	昭和61年4月 神戸地方裁判所勤務 平成9年4月 大阪弁護士会登録 平成9年4月 大江橋法律事務所〔現弁護士 法人大江橋法律事務所〕入所 (現任) 平成22年6月 新田ゼラチン株式会社社外取 締役(現任) 平成25年6月 森下仁丹株式会社社外監査役 (現任)	一株	なし
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>法律事務所における法務に関する経験をもとに、客観的・専門的な視点から、モリトグループの経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>				

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 社外取締役候補者の独立性

石原真弓氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定としております。

2. 社外取締役との責任限定契約について

石原真弓氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬等の額及び内容決定の件

当社は、昭和57年2月17日開催の第44期定時株主総会において、取締役の報酬は年額180百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）に対する報酬等として年額200百万円の範囲内でストックオプションとしての新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。ストックオプション報酬等の具体的な内容は後記に記載のとおりであります。

なお、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、付与を予定する取締役は5名となります。

1. 取締役に対し報酬等としてストックオプションを付与することを相当とする理由並びに算定の基準

ストックオプションは、当社取締役の業績向上へのインセンティブを高めることにより、当社の企業価値向上を図ることを目的としており、報酬制度として相当と判断するものであります。ストックオプションに用いる新株予約権の数は、金銭報酬の水準とのバランス、当社の置かれた経営環境、他社における動向などを踏まえ算定いたしました。

なお、割当日以降の各事業年度における費用は、かかる本新株予約権のブラックショールズモデル等を用いて算定した割当日現在における公正な単価を基礎に、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）に従い適正に計上いたします。

2. 報酬等としての新株予約権の額

当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として、年額200百万円を上限とする。

3. 報酬等としての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次

の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割（または株式併合）の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式100,000株を上限とし、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記『(2)新株予約権の総数』を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

1,000個を各事業年度に係る当社定時株主総会終結の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭に払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から3年を経過した日より新株予約権の付与決議の翌日から8年を経過する日までの範囲内で、取締役会決議により決定する。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
 - ② その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権のその他の内容等
新株予約権の募集事項および細目等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

第5号議案 役員賞与支給の件

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」により構成されております。

役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止し、「業績連動型株式報酬」を導入いたしました。

また、より業績との連動性を高めるため、固定報酬としての「基本報酬」と業績報酬としての「賞与」の割合を変更いたしました。

よって、当期の連結業績等を勘案して、当期末時点の取締役6名に対し、取締役賞与として、総額40,000,000円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一願いたいと存じます。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年2月24日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会場：ヴィアーレ大阪2階（安土の間）

大阪市中央区安土町三丁目1番3号

電話 06-4705-2411

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅①番出口東へ徒歩3分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅①7番出口西へ徒歩5分
- ◎ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。